

(2) 年金

① 国民年金

外国人を含む、日本に住む 20～59歳のすべての人は、国民年金に入ります。

- 国民年金の保険料を 10年以上払った人は、65歳から、「老齢基礎年金」をもらうことができます。
- 国民年金に入っている人が障害者になったとき、「障害基礎年金」をもらうことができます。
- 国民年金に入っている人が死亡したとき、家族が「遺族基礎年金」をもらうことができる場合があります。

※注意：これらの基礎年金をもらうには、いろいろな条件があります。



保険料は毎年変わります。令和元年度（平成31年4月～令和2年3月まで）は、月額16,410円です。

保険料を払うことができない人や、学生は、泉佐野市役所の国保年金課に聞いてください。保険料を払わなくてよい

（免除）制度があります。

★手続き・問い合わせ

泉佐野市役所 国保年金課

電話番号：072-463-1212（内線2121～2129・2197～2199）

貝塚年金事務所

電話番号：072-431-1122

7. 保険（医療・介護）と年金

② 厚生年金

民間の会社で働く人と公務員が入ります。

ただし、労働時間や雇用契約などによって、入れないこともあります。

厚生年金に入ると、同時に、国民年金にも入っていることになります。

厚生年金に入っていた人は、国民年金にだけ入っていた人よりも、将来、多くのお金をもらうことができます。

入る手続きは、扶養する配偶者（夫または妻）の分も含めて、会社がしてくれます。

保険料は、給料から引かれます。

会社をやめたときは、国民年金の手続きがあるので、すぐに、泉佐野市役所の国保年金課に知らせてください。

詳しいことは、会社に聞いてください。

7. 保険（医療・介護）と年金

③ 脱退一時金

年金に入っていた期間が10年以上ある人は、自分の国へ帰っていても、65歳になったときに、日本の年金をもらうことができます。

年金に入っていた期間が10年未満の人は、日本の年金をもらうことはできませんが、次の条件にすべて当てはまる人は、

「脱退一時金」をもらうことができます。日本を出て、2年以内に手続きをしてください。

- 日本国籍を持っていない人
- 日本に住むところがない人
- 国民年金や厚生年金に入って、保険料を6ヶ月以上払っていた人

詳しいことは、泉佐野市役所の国保年金課、または貝塚年金事務所に聞いてください。

★手続き・問い合わせ

泉佐野市役所 国保年金課

電話番号：072-463-1212（内線2121～2129・2197～2199）

貝塚年金事務所

電話番号：072-431-1122

☆参考サイト

日本年金機構

<https://www.nenkin.go.jp/index.html>